

1. 件 名：四国電力株式会社による核燃料輸送物設計変更承認申請（MSF-24P型及びMSF-32P型）に係るヒアリング（9）
2. 日 時：令和4年5月13日（金）13時30分～14時10分
3. 場 所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※はTV会議システムによる出席）：
原子力規制庁 原子力規制部 核燃料施設審査部門
石井企画調査官、甫出主任安全審査官、山後安全審査官※、真下係員
四国電力株式会社
原子力本部 原子力部 原子燃料サイクル部長 他5名※
5. 要 旨：
 - （1）四国電力株式会社（以下「事業者」という。）から、MSF-24P型及びMSF-32P型輸送容器の核燃料輸送物設計変更承認申請に係る審査会合での指摘に対する回答等について、資料1及び資料2に基づき説明があった。
 - （2）これに対し原子力規制庁は、緩衝体の取扱いに関して、輸送の都度、緩衝体の温度が概ね過去の輸送実績における温度の範囲内であることを確認した後に輸送を行い、範囲外であった場合には、必要な対応を行うとしていることを確認した。
6. 自動文字起こし結果：別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む場合があります。
7. その他：
【事業者からの配布資料】
資料1 MSF-24P型・MSF-32P型 設計変更承認申請に係るコメント対応
資料2 コメント回答に係る補足説明資料

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	はい。規制庁の真下です。これより四国電力株式会社による設計変更承認申請について面談を開始します。まず、不開示情報の発言に注意してください。
0:00:12	不開示情報を発令してしまった場合にはその場で指摘をしてください。また、発言の前に所属と氏名を述べてから発言をしてください。
0:00:20	もう一つ、使用していない時のマイクについてはスイッチをオフにして、
0:00:25	おいてください。それでは資料に基づきまして四国電力から説明の方をお願いします。
0:00:35	はい四国電力の曾我でございます。本日資料を二つご用意してごいます資料1としてコメントリストということでこれまでのヒアリング等を通じましていただきましたコメント。
0:00:48	それに対する回答を整理をさせていただいております。
0:00:52	資料2につきましては補足説明ということで内容についてもう少し詳細に記載をした回答について詳細に記載した内容という位置付けの資料に二つご用意しております。
0:01:04	これ資料1に基づきまして順番にこれまでいただきましたコメントへの回答すん整理させ、回答させていただきます。
0:01:14	まず一番でございますが最初のヒアリングにおきましてですね非経年化の要因として疲労による観点を検討することというご指摘いただいております。また
0:01:24	関連するコメントとしまして5番の中でですねトラニオンの疲労評価、繰り返し回数ですね考え方について説明するようにコミュニケーションといただいております。
0:01:36	こちらにつきましては回答としまして経年変化の要因として疲労による劣化を考慮いたします。具体的にはですね、先ほどのナンバー5と合わせましてA炉所への構造解析において、評価をしてございます。
0:01:50	その内容を路上Fですね経年考慮すべき経年変化要因ということで考慮
0:01:58	追加いたします。
0:02:00	またナンバー5で関連する内容としましてトラニオンの疲労評価については回数を、
0:02:07	考え方を今回ご説明させていただくとともに、あと吊り上げ装置以外にですね内圧変動に伴う疲労についてもご説明をさせていただきたいと思っております。

0:02:17	具体的な内容につきましては資料2のですねコメントナンバー一番と5番というところをご確認いただければと思います。
0:02:25	吊上回数については
0:02:28	200回ということで運営計画してございますが、こちらにつきましては8章の中の取り扱い。
0:02:35	の中で示すですね標準的な取り扱い回数を記載してございます。
0:02:40	そちらをもとにする計画の200回というのは、許容繰り返し回数を十分下回ることから広木織田10分というふうに考えてございます。
0:02:50	また内圧変動につきましては、1ページ目の下のところに、から記載しております。
0:02:58	密封境界を構成する部材の中でですね、比較的能力が高くて回数の多い三次豚30分たボルトを代表といたしまして、非設計疲労線図からの影響繰り返し回数、
0:03:10	これに対する使用回数を比較すると、十分下回っていることから、内部変動による疲労強度も十分あるというふうに考えております。
0:03:21	ナンバー1号につきましては以上でございます。
0:03:25	よろしければ続けて、順にまとめて回答差し上げようかと思っておりますけれどもそれでよろしいでしょうか。イシイですけど1点だけ確認でしょうかね。最初曾我さんの発言の中で
0:03:38	考慮必要というふうに、
0:03:41	何かふやされたようにも思ったんですけど、この議論については、コールの要否を判断する必要があるって、その判断の結果、考慮する必要がないという結論でいいんですけど。
0:03:55	はい。四国電力側です。はい。そのご認識でございまして、その設計の中でですね、これ想定する回数において、十分な強度を有しておりますので、
0:04:06	疲労評価を経年変化として考慮する必要ないというふうに考えております。以上です。規制庁の石井です。わかりました。じゃあ、続けてください。
0:04:17	はい。四国電力側です。続きましてコメントNo.2から順にご説明いたします。
0:04:23	30分た緩衝体につきましては布施沖間で共有することも含めて定量的に評価をすることというご指摘をいただいております。また会合におきましても1回の輸送期間等を明確にして体系的に、
0:04:37	経年変化を評価するようにし指摘をいただいております。

0:04:42	こちらにつきましては会合でご説明した内容とも一部重複いたしますけれども、30ヶ所体については使用予定期間60年に対してですね経年変化を考慮すると。
0:04:54	一方で木材についてはですね、会合でご審議、説明させていただいた通りコメントNo.18。
0:05:01	こちら回答として会合で御説明という数字とさせていただいておりますけれども、通常使用される状態において問題はないというふうに考えているという指針の、
0:05:11	内容をご説明差し上げ、
0:05:16	介護でご説明させていただくと、あとそれ以外の内容につきましては60年間での経年変化を考慮するという事としております。
0:05:25	続きまして
0:05:27	No.4でございますけれども、とろ東海林ですね、適合性に関する内容でございますけれども、経年変化を考慮した適合性について説明することということで、
0:05:41	年趣旨としましては下の前回の会合でもご説明させていただいておりますけれども、回答としましては、第3条3項及び第11条におきまして、経年変化を考慮した上で技術上の基準に適合していると。
0:05:55	いうことを説明させていただきます。
0:05:58	具体的なですね甲斐関井安全解析での考慮している内容については第4条からですね第6条ですとか11条第2項、こちらの適用性の中でご説明をさせていただきたいと思っております。
0:06:11	こちらにつきましては資料2のですねめくっていただきまして、
0:06:21	下のページ番号15ページ以降でご説明をしております。
0:06:27	ちょっとポイントだけかいつまんでご説明をさせていただきますと第3条3号につきましては、
0:06:34	輸送物の経年
0:06:37	主に輸送容器の構成部材収納物の経年変化を考慮した上で、第4条から六条への技術基準への適合性を確認しております。
0:06:46	先ほど申し上げたように経年変化要因としては熱放射線照射、化学的に加えまして、
0:06:57	あとは先ほどご説明した疲労による劣化ということで要因としてはこちらについて考慮するというものでございます。

0:07:05	詳細につきまして別途、会合でご説明させていただいた内容ですとか本日のこの資料の前半で後程ご説明いたしますが、経年変化の考慮で今後、
0:07:19	各部材について考慮しました内容をこちらでは、簡単に整理をさせていただきます。
0:07:24	括弧、25 ページのですね b ポツで先ほどの、
0:07:31	上考慮の必要性候補の方法について、評価した内容が、b ポツ以降になります。
0:07:37	(1) に書いております通り、バスケットレジン、金属バスケット、こちらの3部材については、経年変化の考慮を
0:07:48	が必要というふうに考えてございます。
0:07:52	また書きにあります緩衝材として用いる木材、こちらについてはこれまでの実績と同様の使用環境であれば熱的が生じないと考えてございます。
0:08:01	その他の部材につきましては、熱的レッカーとして
0:08:06	安全解析において考慮すべき懸念が生じないというふうに考えております。
0:08:12	括弧 234、こちらはそれぞれ放射線照射化学的劣化疲労について記載しておりますけれども、こちらはこちら会合でご説明させていただきましたが、経年考慮すべき経年変化は生じないというふうに考えております。
0:08:28	c ポツで先ほどの三つの部材について各条文の中で適合性を確認しているというふうに書かせていただきました。
0:08:38	明日
0:08:41	まとめてご説明させていただきました後、
0:08:44	例えばですが第五条第7号ですねこちらについて
0:08:51	先ほどのレジンの減損を考慮するという事で先ほど第33号の技術基準の適合性において説明の通り熱的劣化を考慮した上で、
0:09:01	2.5%減損したと。
0:09:04	したモデルを用いまして江藤。
0:09:07	線量評価を行って基準値を下回るということ、こちらでは説明しております。
0:09:14	第6条第2号こちら自由落下等の説明がございます。その中でバスケットについては、熱的劣化を考慮した設計強度物性値を用いて A B A Q U S コードを用いた

0:09:27	応力評価を実施しております。その結果、各部に生じる応力というのが、基準値を下回りますので、
0:09:36	構造健全性を損なうことはないということでまた別途この後、
0:09:42	規則適合性に繋がっていくという説明でございます。
0:09:47	第六条第3号、こちらは特別の試験、
0:09:52	の頭だ。
0:09:54	第六条第3、
0:09:56	こちらについてもバスケットについては先ほどの説明の通り、熱的劣化を考慮した設計を物性値を用いて評価を行うというものでございます。
0:10:06	こちらにもバスケットの等含めまして、
0:10:11	構造健全性を損なうことはないという内容でございます。
0:10:17	第六条第3号こちらは特別試験条件の線量評価でございますけれどもこちらにも先ほどのレジンの減損を考慮しまして、
0:10:26	火災においてさらに半減すると、レジンの密度が半減するという前提で評価をいたしまして、基準値を超えることはないという内容で記載をさせていただいております。
0:10:39	18ページの半分から下以降が第11条に関する適合性でございます。こちらにも同様にですね、内容としては第3条3項で考慮いたしました、経年変化。
0:10:52	を用いましの考慮を用いてこちらでも、
0:10:55	適合性を説明しております。
0:10:58	具体的にはと11条におきましてはまず、輸送時において臨界に達しないという要求でございますので、詳細については第11条第2号の方です。ねより厳しい条件における臨界解析を実施しておりますのでこちらで未臨界を確認していると、いうことを書かせていただいております。
0:11:18	規則第11条第2号におきましては、経年変化を考慮した上でまずバスケットについては
0:11:27	変化がないと。
0:11:29	ただ一方で水密境界となります二次ぶた金属ガスケットにつきましては、60年間貯蔵時の温度が継続しても保証できる漏えい率を用いまして1ヶ月間の浸水量を考慮した結果、
0:11:43	約2リットルとなるということでさらにこれに保守性を用いて、約5リットルへの水の浸入を考慮した条件で臨界評価を実施いたしましてその結果、実効増倍率。

0:11:56	を求めまして、臨界にならないという気が、評価をしております。
0:12:05	はい投稿面ちょっと始めましたけれどもコメントNo. 4に対する回答としましては以上でございます。デイ・シイですけど、ちょっとだけこっちからここで言っちゃいますか。
0:12:18	どちらでもいいでしょうか。ちょっとこちらから今のNo.4 でコメントさせてもらえればと思うんですが、これさっき言います。いや石井ですけど、
0:12:30	まず最初のところでおっしゃってこれって
0:12:38	考慮が必要なところの技術基準適合性を補正の中で書いてくるっていう理解でいいんでしょうかね。
0:12:48	はい。四国電力側でございますぬご認識でございます。結構でございます。
0:12:53	規制庁石井ですわかりました。それで最初の書き出しのところから4条から六条って今書かれてるんですけど、これ多分補正の中で40から六条書かれると、
0:13:04	ちょっと勘違いされてるような形になると思うんで、多分このBUでしたっけ、BM核分裂性の場合は、6条と11条の適合性なので、
0:13:15	あくまでも九条技術上の基準適合していることを確認するというふうにしといていただいた方が事業者サイドでもちゃんと理解してるって形になると思うんですがまずその点いかがでしょうか。
0:13:29	はい。四国電力相馬でございます。当社としましてBM方としましては第6条の要求という認識でございますのでそのように修正をいたします。
0:13:41	精神をお願いします。それに関連して16条16ページのところも、5-7号っていうふうには書かれていて、確かに六条、郷常務がなんだろうな六条、
0:13:54	九条1、6条1号を踏まえた、この5条7項になるので、多分、
0:14:00	6条1号の適合性っていうふうにちゃんと書いてもらった方がそちらがちゃんと理解できてっていう形になるかなというふうに思いますが、
0:14:10	そこ認識はよろしいでしょうか。
0:14:15	はい。はい。当社としてもその認識でございます、
0:14:20	一方ですすね当初申請ですとか前回ご承認をいただきまして変更前のですね申請書におきまして、適合性の申請書の書き方としてはすねとか。

0:14:35	先ほどもおっしゃられたように、第 45 条の要求については、第 6 条の第 1 項がですね飛ばしてそちらで、前述の通り確認しているというふうには整理はさせていただいてるんですけども、
0:14:51	なんつうか、逐条として評価していく中では、右側に、
0:14:55	左側にそれぞれ、第 4 条ですとか第五条の規定に関して適合性を整理させていただいております。申請書の記載としては。何。
0:15:07	記載を残させていただくとか踏襲させていただく形でよろしいでしょうかこの資料としてはおっしゃる通り、第 6 条の第 1 号に対する適合性というふうに理解をしております。規制庁の石井ですけど、おそらく記載の適正化の範囲で直してもらえればと思うんですが、
0:15:23	あくまで規則第六条第 1 号に係る適合性という形の中で例えば括弧書きで、規則第五条なあなあ 5 に中津繋がると言ったらおかしいですけどそこを引用するというのか、
0:15:37	そういう記載をしていただいた方が、5 条、五条の 7 号に係る適合性って表向きでらっしゃると、B e D 五条を見ないのに、
0:15:49	そこがちょっと記載が適切ではないんじゃないかっていう形になると思うんで、
0:15:54	何か、記載の適正化という形で直していただく分には問題ないかなと思うんですが、いかがですか。
0:16:10	すいません少々お待ちいただいてよろしいですか。はい。
0:16:15	という、
0:16:17	それはいいんですよ。だから、今国会でこれ全部括弧つけて、うん。六条第 6 条、規制庁のイシイですけど、ちょっと
0:16:28	そちらで考えるに当たって、一つ、こちらの印紙イメージなんですけど、多分そちらで巾着っていうのはロシアの G-3 のところの記載だと思うんですが、
0:16:39	最初のところに、6 条第 1 号への、書いてもらって、それぞれ 4 乗とか 5 乗引っ張ってるところは、括弧書きとかしておいていただければ、
0:16:51	可能な範囲での記載の適正化にはなるのかなと思うんですが、
0:16:57	いかがでしょうか。それを踏まえて検討いただく検討いただければと思うんですけど。
0:17:06	四国電力側でございます。はい。この旨当方でも理解できたかなと思います今現在、申請書上、

0:17:17	四条とか五条の記載ございますけれども前段にですねまず第六条1号の説明として記載をはじめましてで具体的に鳥羽鳥羽氏については引用している。
0:17:29	45条の条文については括弧書き等で六条からの要求で評価をしているということがわかるような記載を検討したい。
0:17:39	で修正させていただきたいと思います。失礼じゃないです。それで結構だと思しますので、記載の適正化の場合では直していただくのに、大きな問題はないのかなというふうに考えています。
0:17:51	それは、法、
0:17:57	規制庁の石井ですけど、1点確認させていただきたい今日の資料の18のところの18ページの第11条のところの記載で、
0:18:07	下線の部分で規則第三条第3号の技術上の基準に対する適合性における説明の通り考慮した上でっていうところは、
0:18:18	考慮した上で次に行くのではなくて11条地震も考慮することを多分規則として要求してるので、
0:18:26	何か適切な記載になるとすると、規則第三条第3号の技術上の基準に対する適合性における、
0:18:35	説明の通り、
0:18:37	第11条、何かその経年変化を考慮した上でっていう形になるのかなと思うんですが、
0:18:46	ご認識いかがでしょうかどういう意図でここ書いたかっていうのちょっと聞かないと僕らもわからないなと思ったんですけど、このままだと、第3条3号の、
0:18:56	基準の適合性で考慮したっていうふうに読めちゃうんで。
0:19:01	その辺はいかがでしょうか。
0:19:09	四国電力の曾我でございます。こちらについてはまず経年変化、まず輸送容器としてのその経年変化として考慮する内容として、
0:19:23	第三条3号の中でですね先ほど、
0:19:27	申し上げたような三つの部材に対しての考慮するという内容を記載しておりまして、
0:19:37	そちらー
0:19:39	なんつうかね輸送容器の経年化として考慮する内容はまとめて記載をさせていた上で11条としては、そちらに書かせていただいた内容を踏まえて11条においても、

0:19:50	適合性を改めてといいますか、逐条の中でも核分裂性輸送物としての適合性を確認していると、ということで 18 ページの
0:20:01	真ん中ですね規則第 11 条に対する適合性というところと、11 条第 2 号の中でそれぞれ、第 33 号の中で説明した輸送容器としての、
0:20:18	考慮すべき経年変化っていうのを当該条文でも同様にですね取り込んで評価をして、臨界評価をやってるという説明をこちらではしている。
0:20:30	というのが 1 つ記載の意図でございます。規制庁、石井ですけどそうするとこの 11 条に係る適合性と 11 条第 2 号に係る適合性の書き方が若干違うのは何かその意図があるということですか。
0:20:43	上は、の通り考慮した上で、下は通りって書いてある。
0:20:48	そこの違いに何かいうのがあるということですか。
0:21:01	菖蒲電力ソガワでございますすみませんちょっとこちらは特段、そこまでのガイドというのはないので、富田の 11 条第 2 号の方が説明の通り考慮した上でという、
0:21:17	うん、曲がったらしいのがちょっと、ちょっとすみませんちょっと記載粒考えさせていただいてもよろしいでしょうか。
0:21:24	わかりました。規制庁石井です。何かあります。
0:21:30	様、すみません、ホデですけども。
0:21:33	要は、3 条 3 項目これ、5 になってますけど、申請書のほうはちゃんと適正に図っていただきたい。
0:21:43	だから、33 項で、考慮が必要なもの全部明らかにしましたっていうことで、その結果を踏まえて、あれですよ。
0:21:55	だから、要は検討の通りとかね、説明の通りになった。
0:22:02	実は説明が経年変化については説明の通りであり、
0:22:12	何か説明した通りで、
0:22:16	その結果を踏まえかもしれないですね、考慮した上でなっちゃうのはそしたら、考慮したってなると、
0:22:26	33 号、11 号ね、引っ付いちゃうような感じなんですね。単にリファースターだけだっというような形ですよ結局ね、というふうなことが読めるようにちょっと文書工夫していた部分を工夫していただければいいかと思います。
0:22:40	意味はもちろんわかっていますんで、
0:22:43	ちょっとそういうことで工夫いただければと思います。
0:22:47	それともう 1 点いいですかね。すみません。これですけども、よろしいですか。

0:22:54	はい四国電力曾田です。記載の方はちょっと再度検討させていただきます。どうぞ、お願いいたします。2号のところで、こういうそういう表記はということで、
0:23:04	なってるでしょ。でウニャウニャウニャッとこう書いてあるんだけど、
0:23:12	何考えたかっていう。
0:23:15	なんかよくわかんないんだけど、これ損傷なり何か状態の話でトピックを言ってると思うけど、これ、本輸送容器のバスケットについてはとか何とかって、要はバスケット材料の共同低下を考慮しても、落下試験において、
0:23:32	何だ、落下試験において、県構造健全性は維持されされるけれども、例えば燃料集合体は何かやっていうことで、結局、要は
0:23:46	隣家評価の体系の前提としてこう考えてますよっていうところのトピックを至って、かつ、経年変化の影響について懸念か。
0:23:56	経年変化でちゃんと考慮してることも、ここで宣言しちゃうということであれば、バスケット徳田氏にした方がいいんじゃないかなと思いました。
0:24:07	だと、何となく元の文章は輸送容器の収納物ということで考えられたんだらうと思うんですけども、徳田氏で、何かバスケットは、
0:24:17	経年変化を考慮してもしっかり考えて、それ考えて、構造健全性が維持できる設計にして、ただし、燃料集合体についてはちょっと変形考えちゃったよということ、
0:24:30	が一番言いたいことですよね結局、
0:24:33	ということでもいいんですかね。
0:24:36	はい。四国電力曾我でございます。はいご認識の通りでございます。先ほどおっしゃっていただいたのは第11条第2号の3行目以降の保存輸送容器はというところで、
0:24:48	バスケットについては影響はないんだ、影響はありませんが、燃料集合体は変形するというのでバスケット等の等が
0:24:59	11条の適合性の説明においてちょっと、
0:25:02	不明確であるという趣旨かと理解しましたのでバスケットのということで記載を改めたいと思いますが、よろしいでしょうか。思います。
0:25:12	それぞれ全部そのあとで金属ガスケットの密封精度の低下についても、明確に記述いただいていますんで、ちゃん、その辺の、今回の変更申請におけるトピック的なところで、

0:25:27	がちゃんと書かれているということであれば、
0:25:31	もう、今申し上げたような方が、より明確になると考えております。以上です。
0:25:38	はい。職電力のソガワです承知いたしました。規制庁の石井です。じゃあ、計画していただければと思います。4については以上です。
0:25:51	はい。では続きまして、5年、後は先ほどご説明しましてロックの内容についても会合でご説明しております。
0:26:02	続きましてコメントのマナーについてご説明をいたします。
0:26:09	ロシアのですね照射影響につきましては文献におけるルー値というのをですね記載をさせていただいておりますがそちらがオーダーとして用いているものなのか閾値として用いているものなのかと。
0:26:22	ということでございましてこちらについては分オーダーとして用いておりますので、その旨を明確にさせていただきたいと考えております。
0:26:31	網主事コメントありません。はい。
0:26:33	三つ。
0:26:34	はい、ありがとうございます。では続きましてコメントNo. 8でございします。
0:26:39	乾式貯蔵施設の取り扱いにおいてですね貯蔵期間中県さあの実施が記載できていないということでさらにこちらについては鑑識調節据付後、そういった醸造期間中検査を定期的を実施するというものを、
0:26:54	明確にしたいと考えております。精神それは橋場尾上の2-1に書かれるという理解でよろしい。
0:27:03	はい。ご認識の通りでございます。はい。規制庁石井です。了解しました。
0:27:12	はい。続きましてところ、よろしければ次、コメント南部はい。9番でございします検査内容について、先ほどの貯蔵期間中検査等含めてですね検査内容に関する根拠と、
0:27:24	いうところでございますけれども、原子力学会標準をですね元に定めております。こちらはですね具体的に申し上げますと資料2のですね22ページでございます。
0:27:41	こちらのですね等に、構内輸送前及び貯蔵期間中に実施する検査というところで
0:27:48	書かせていただいた通り発送前検査に先立ち、実施する検査につきましては、棘使用済み燃料中間貯蔵施設の金属キャスクの安全設計及び検査基準、

0:28:00	もう 2010 年版、こちらを基に設定をさせていただきます。
0:28:06	今回のコメントの回答は以上になります。
0:28:09	規制庁石井です。承知しました。
0:28:13	はい。続きましてコメントナンバー10 番ですね圧力測定検査、こちらにおけます内容が重複していないかということで、内容をちょっと再度整理を、
0:28:26	考えておりますそちらが資料 2 の 21 ページでございます。
0:28:32	こちらに発送前検査のですねあと圧力測定検査の内容を書かせていただいております。こちらも④に記載をしておりましたが、そちらについては都丸さんの中で、
0:28:45	統合させていただきまして、圧力、こちらは二次蓋間圧力がですね、
0:28:52	規程規定の範囲内にあることということと貯蔵期間中の二重蓋間圧力が規定範囲にあることであと残留水分とかですね 01020、
0:29:05	各発送前、構内輸送前に確認した内容というのが維持できているということをごちらの圧力の中で確認するという形で、で、
0:29:15	連続性、継続性について圧送まで確認をするという内容で考えてございます。
0:29:23	以上でございます。
0:29:25	規制庁石井です。承知しました。
0:29:30	はい。続きましてコメントナンバー11 番でございます。こちらは貯蔵期間中検査のですね貯蔵機能維持確認検査という検査がございましてこちらは
0:29:40	予想許認可になりますので輸送機能維持確認検査に焦点を当てて整理をし、当初申請において、整理させていただきましたが、
0:29:50	こちらについても表形式ですね整理をさせていただきたいと考えております。具体的な内容につきましては資料 2 のですね 22 ページでございます。
0:30:00	こちらの (2) ということで貯蔵期間中検査については都築の維持確認検査については、
0:30:09	貯蔵時に必要な機能を確認するために②後程次のページ以降で説明いたします内容。
0:30:17	んについて外観検査、20 分高い圧力検査、未臨界検査表面温度検査及び収納物検査については 1 年に 1 回、
0:30:26	遮へい性の検査と熱検査については 10 年時に 1 回以上、
0:30:31	実施するという事で考えております。

0:30:34	具体的な内容につきましては 23 ページ目以降の、
0:30:38	に表形式で整理をさせていただきます。
0:30:44	規制庁の石井さん。はい。規制庁の石井ですけど、23 ページに整理した検査を行うっていう理解をすればいいということですかね。
0:30:54	はい。四国電力側でその通りでございます 23 とあと 24 ページに跨る形で整理をさせていただいてこの七つの検査を実施いたします。
0:31:05	規制庁石井です。先ほどお話あった頻度については (2) で書いてある通りということですかね。
0:31:13	はい。四国電力側ですその通りでございます。店長石井です。わかりました。
0:31:20	はい。あと、有珠失礼しましたこのコメントにおきましてですね付け加えて答申さ。
0:31:25	貯蔵側の審査ですね説明した内容があれば、そちらについても説明を。
0:31:31	ということでしたので、この貯蔵期間中検査で確認するこの 20 分高圧力検査、こちらモニタリング記録を確認するということと、
0:31:41	あと表面温度検査ですねこちらについても表面温度のモニタリング記録を確認するということでこちらの記録については、設置工認申請等におきましてですね 3 ヶ月に 1 回以上、
0:31:51	それぞれ蓋間圧力と表面温度を測定するということを記載しておりますのでこれらの記録をもとに、通常期間中検査を実施するということで考えております。
0:32:02	以上です。
0:32:04	規制庁イシイですわかりました。
0:32:09	はい。続きまして、
0:32:18	続きまして、今度は 12 番でございます。
0:32:22	1 年 1 回実施するものと 10 年 1 回実施するものの検査項目を明確にということでございましてちょうど期間中のちょうど機能維持確認検査については先ほどの 22 ページの (2) でご説明させていただきました。
0:32:36	郵送機能維持確認検査につきましてもですね同様に、(3) で記載しております通り、外観、機密漏えい未臨界つり上げこちらについては 1 年に 1 回以上で遮へい性能熱検査、こちらについては 10 年に 1 回以上実施ということで、
0:32:50	明確にさせていただきたいと考えております。
0:32:59	木口規制庁イシイです。わかりました。
0:33:03	はい。四国電力です。四国電力側です。続きまして、

0:33:18	続きましてコメントNo. の13番でございます。こちらについては、
0:33:24	発送前検査のですね考え方ということで今回兼用キャスクでございますので蓋を開けずに、
0:33:31	党派つす発送前検査を行うということでそちらの考え方を明確にさせていただきたいというふうに考えております。
0:33:48	うちの方ですね同様に、明日分けずに検査を行う、一部記録確認によって行うということを書かせていただいておりますので同様の記載を、発送前検査の檀の箇所にも、
0:33:59	衛藤長谷において明確にさせていきたいというふうに考えております。
0:34:03	規制庁の医師ですけど今お話があったその記録確認にっていうのは、今日の資料NO2の方だっただけに記載されてるんですけど。
0:34:14	20ページですか。
0:34:21	ハイショウ電力素案でございますはい5、指摘の通りでございますして20ページの一番下ですね、下から2行のこの再収納物検査については、
0:34:31	一部た及び二次蓋を開放して使用済み燃料の外観を目視にて加減させることなく記録の確認を行って行うという廃校言った趣旨の記載を、
0:34:43	次を考えております。以上です。わかりました。一方で、
0:34:48	申請し、もし補正の中でこれを書かれる場合には、
0:34:54	文章中に前に、発送する前に①に示すって書かれてるんですけど、
0:35:00	タイトルが①で表の中の①②があるんですが、その辺は
0:35:07	補正の場合には記載の適正化を図っていただくという理解でいいでしょうか。
0:35:13	はい。中国電力ソガワでございますはいちょっとわかりにくくて申し訳ございませんが、はい。表のタイトルの方はですね、申請書の中で容量が決まって定まっておりますので、申請書の表の番号に修正をいたしますので、
0:35:29	表の中の数字については丸数字のままの記載を考えてございます。規制庁石井です。わかりました。
0:35:47	よろしければどうぞ。はい。お願いします。はい。続きましてコメントNo. 14番でございます。
0:35:55	こちらは
0:35:58	ガイドの方にもですね新たな知見がえられた場合の対応について説明することということでございます関連。
0:36:06	するコメントといたしまして17番でございます。こちらでも同様にガイドにですね技術基準法令改正等による技術基準が変更となった場合の

	対応について記載することということで、説明することということでございます。
0:36:21	こちらについては資料2のですね最後の27ページの絵の方でご説明をさせていただきます。
0:36:32	もうこちらですね、江藤参事言った緩衝体の取り扱いについてということで、
0:36:38	ちょっと木材の回答等も一部重複いたしますけれども、
0:36:44	失礼しました一番下ですね、技術基準が変更となった場合は、及び新たな技術的知見がえられた場合の対応についてということで、外運搬規則等の改正、
0:36:55	技術上の基準が変更となった場合は新たな技術的知見が入れた場合については設計の影響というのを評価いたしまして必要に応じて、へ設計の変更申請等の手続きを行うということで、
0:37:06	こちらを2章の方に反映することで、検討してございます。
0:37:12	規制庁の石井です。以上です。
0:37:14	いいですか。
0:37:16	1点お願いします。ご説明を受けて、ちょっと気になったところが記載の方法だけの話なんですけど内容は問題ないと思うんですが、
0:37:25	今の外部規則等の改正に伴い、の後に手を打たれてると。
0:37:31	新たな技術的知見がえられた場合もそこに引っかかるように読めるんですが、そういう意図でこれは書いてるんですけど。何となく今の説明だと、改正に伴うワー基準が変更になった場合だけなのかなと思ったんですけどそこは、
0:37:46	9日クイとは、そちらはどう考えてるんですか。
0:37:50	はい、正田電力側でございます。ご認識の通りございまして改正に伴ってですね本輸送物に係る技術上の基準こちらが変更になった場合ということで改正はこちらにかかる。
0:38:03	ということと、それとは別途また、新たな知見がやられた場合、これらについては、日影響評価いたしまして、手続きを行うという、
0:38:15	説明でございます。
0:38:17	定員がないんじゃないですか。寄生虫でそうすると何か県なしで続けてもらって、
0:38:23	方がいいのかあと思ったんですが、
0:38:31	はい。四国電力側でございます。はい。改正に伴いの後のですね規定については削除いたした、した上で反映したいと考えてございます。

0:38:43	規制庁石井です。その辺、記載の適正化検討いただければと思います。一方で、多分場合や場合って書いていただいているのもしかすると、基準にかあの世ガイドに書かれてる通りなのかと思うんですけど、その辺
0:39:00	何か読みやすさを考えて、ちょっと工夫してもらえればなどこのままでもいいかもしれないですが、例えば及びにしてもらっても、そこは小さいの適切性の範囲で変えたっていうことであれば、
0:39:12	ガイドを踏まえた記載になってるっていうのはこちらでも多分理解できると思うので、
0:39:16	ちょっとイヤーのままだと、何となくですけど、
0:39:20	今回新たに外観規則等の改正に伴いって言葉をつきさしていただいているところがあるので、
0:39:28	ちょっと読みづらくなっちゃうのかなと思いました。読めなくもないので、ちょっと検討していただければと思います。記載の適正化という観点からだけでよろしいでしょうか。
0:39:40	はい。四国電力側です承知いたしました。
0:39:43	はい。
0:39:46	都内ですか。特にもう、
0:39:49	大倉。
0:39:50	規制庁石井です。サンゴさん何か今の際、14 とかは特にいいですか。こちらはいいんですけど、ここの部分が井戸の部分。
0:40:03	サンゴですけど特にありません。はい。ありがとうございます。規制庁イシイじゃ四国電力側は続けてもらえればと思います。
0:40:12	はい。では続きまして次 15 番ですね。
0:40:16	藤岩橋におきましてですね研さんを定期自主検査と記載してございますけれども、が現在ちょっと機能維持確認検査、
0:40:28	任用しておりますけれどもそちらと確認するか輸送機能維持確認検査の記録を確認するのということございまして、要求補修ではですねやはりあくまでも輸送容器としての検査でございますので、
0:40:42	輸送機能維持確認検査の記録を確認するというふうに改めたいというふうに考えてございます。
0:40:49	具体的にはですね資料 2 の、
0:40:54	24 ページ。

0:40:56	以降でございます。こちら下線引いております通りもともと、現在貯蔵機能となっておりますけどもこちらについては輸送機能の維持確認検査の確認というふうに
0:41:08	改めたいというふうに考えております以上です。
0:41:13	規制庁西です。今おっしゃったのは、
0:41:17	下の文章のところの記載ということですかね。
0:41:21	下線が入っている輸送機能と、
0:41:30	下のところというか1から7までの中の括弧書きの中を、
0:41:37	輸送機の維持確認検査と変えたという理解をすればよろしいでしょうか。
0:41:45	失礼いたしましたマイク入っておりませんでした。はいご認識の通りございまして12時半から25ページにかけての1から7、あとそれから13のですねその他で定期自主検査の
0:41:56	記載もございましてけれどもこちらについても、すべてへの輸送機能の維持確認検査の中で確認をするということで、
0:42:04	記載を修正したいというふうに考えております。
0:42:08	以上です。成長イシイですわかりました。
0:42:12	続けていただければと思います。
0:42:16	はい。では続きましてコメントの16。
0:42:19	空坂でございます。
0:42:21	ここです。現在の申請書の記載におきまして使用済み燃料を装荷した異なる輸送容器の定期自主検査という項目が2ヶ所記載されておまして、それぞれの主催ですね、について、及び等、
0:42:35	についてまずはちょっとご説明をさせていただきたいと思います。
0:42:39	本輸送機はですね兼用キャスクでございまして再処理工場の輸送後、
0:42:44	基本的な貯蔵輸送というふうな理由、手法を想定しておりますがその後、磯子にですね再利用することも別途想定してございます。
0:42:53	その際に具体的な催事利用計画が定まっている場合につきましては他の措置を行わずに、今、解析してですねまた速やかに年使用済み燃料を装荷して貯蔵を行うという、利用する可能性もございます。
0:43:07	その際はですね申請書記載のa、b、3表に記載の検査を実施いたします。
0:43:14	一方でですね具体的な再利用計画が定まっていない場合については補完措置を行った上で補完措置の時の検査を実施するというふうに考えております。

0:43:26	具体的キーな説明さらに具体的な説明としましては、資料2のですね、
0:43:34	26ページの
0:43:38	(3)というところからでございます。この中ですねちょっと記載としては保管中というところは明確にして、差異を設けたいというふうに考えてございますが、装荷したことない保管中の容器については、
0:43:53	日④ですね、こちらの表の検査を実施すると。
0:43:57	ということでございます。で、bポツにあります通り装荷したことのある保管中の輸送容器の自主
0:44:03	検査については、補完措置の当面の採用計画内等の理由により、補完措置を講ずる場合は保管する前に
0:44:13	b. 34の同じ検査を実施する。
0:44:16	他にあたっては中に不活性ガスの充填との腐食防止措置を講じまして、
0:44:24	屋内もしくは屋外では養生を行うということで保管地は、先ほどの④の自主検査を実施すると。
0:44:32	補完措置が終了いたしまして実際に装荷する前には、もう一度、8. B. 3表と同じ検査を実施するというところで考えております。
0:44:42	ということで採用計画が具体的にあるかないかということで書き分けているというのが、本コメントの回答でございます。以上です。
0:44:53	よろしいですか。いいです。
0:44:55	規制庁ICSわかりました。
0:45:01	ちゃんと28ですかね。
0:45:04	そうですね18でございますこちらについてはですねねえところ会合でコメント、会合にてご説明させていただいた内容でございます。そちらはですね新
0:45:16	資料2におきまして、
0:45:19	えっとですね。
0:45:21	2ページ目の丸、コメントNo. 1から3とか18と書かせていただいている内容でここから始まりまして各ページにわたりまして、
0:45:38	15ページの真ん中ほどまで、こちらの内容、
0:45:46	現在の申請書の内容を
0:45:48	元にですね、F。
0:45:52	測定内容を説明させていただくこういった内容になるかというふうに考えてございます。
0:45:57	合わせまして会合を置きまして御木材ですねこちらについては次11。

0:46:03	実際想定される温度においては問題ないと、実績のあるものであれば問題ないということを確認したということをご説明させていただきましたので、輸送の前にはですねその確認を行う。
0:46:13	ということ为先ほどのコメントナンバー14の狩野若菜27、資料2の27ページの
0:46:22	問一番最後までですね30度緩衝体の取り扱いについてということで、2章、こちらの特記事項の中で、そういった、
0:46:33	一章前の確認を行うということをも明記したいというふうに考えております。
0:46:40	はい。回答としましては以上でございます。規制庁の石井ですけど、今の18のところの回答っていうのは、コメントは木材だけになってるんですけど、曾我さんの説明だと2ページから全部おっしゃったんですがその意図は何でしたっけか。
0:46:56	あ、失礼いたしましたそうですね失礼いたします。18ページ目は木材でございますので木材の内容については、
0:47:03	資料2のですね、
0:47:06	14ですかね。
0:47:07	中にですね廃止いたしました14ページのところに記載した内容でございます。その他につきましてはコメントNo.のですね、3番、0各部材の
0:47:19	温度というのとあと、
0:47:21	6番ですね、他の部材も含めて体系的に整理した説明することということで、会合でご説明した内容を反映するというふうに考えております。以上です。
0:47:33	規制庁石井です。3番と6番についてはわかりました。木材農転については、少し内容というよりも、被災の方法についてコメントさせていただこうと思ってるんですがよろしいですかね。
0:47:49	はい。お願いいたします。
0:47:54	ですね14ページのところなんですけれども、
0:47:59	結局、ここで先ほどご説明いただいた通りで、
0:48:07	等、要はこれまでの実績とか何とか踏まえれば、
0:48:12	木材は問題ないですねということと、
0:48:16	ということでええですよ。だから、要はそれで実績通りであることを確認して輸送するということになると思うんですけど、実績実績の範囲通りだっていうベースで、よそ
0:48:32	のを確認してどうするということなんで、14ページの、

0:48:41	ちょうど1番目の2番目のパラグラフのところがね、ちょっとしたりこちち行ったりしてるような感じがするんですけども、実績劣化が生じないと考えられるでここ止まってて、
0:48:55	か考えられるということで何かつなげて、ちょっと知見がね、十分でないから、恩田わかるっていう話じゃない。
0:49:07	要は、実績の範囲であれば問題ないという状況証拠から状況証拠通りだっていることをちゃんと事業者として確認して輸送するというので、
0:49:19	だから考えられることから例えば都度何とかを都度輸送容器のこの履歴内蓄積しっていうところまでザーッと入れてもいい、入っていただいて結構です。
0:49:31	で、概ね実績のある温度の範囲で確認したんで輸送を行うまでをね、ろ紙をFで書いていただいて、
0:49:38	ということではないかなと思うんですよね。
0:49:42	そそこら辺はいかがですかあくまでも、要は都度ね、温度遅温度を確認して運ぶということは、知見が少ないからが理由ではなくって、
0:49:55	あくまでも、
0:49:58	要はここまでで問題ないねと判断した判断した根拠が、その今までの多くの非常にたくさんの輸送実績に基づく温度の範囲であれば問題がないよっていうことを、
0:50:11	そのグループの中にいるんだよと、いうことを確認するという位置付けになると思うんで、そこまでちょっと書いていただきたいと。
0:50:19	だから、ただし木材の経年変化に関する知見は十分でないことからなんというのは別に各行っていただく、その炉心をMのところでは言っていたけど必要は全くないと思います。
0:50:33	治験に話す知見に関わる話については、
0:50:40	どうですかね。先日の審査会合で電事連の方からご説明いただいた通りの
0:50:51	今乗っかるということだと思ってるんで、データの蓄積とか何とか行いますよという、いうこととか新たな知見、これ先ほどのガイドの内容とちょっとかぶるところはあるんですが知見があれば、それに従って影響評価してみると、
0:51:09	営業し、評価してみて、何とかすると、いうふうな、例えば木材の木材に対する今後の

0:51:18	木材みたいな三次蓋のトリアなんかについて、何かその2章の方でタイトルつけられてるように思ったんですけども、そこでね、そのことは言っていただければいいと思います。
0:51:29	だから、温度を測定するというのと、いろいろ知見を、顔の拡充にかかった活動っていうのをちょっと明確に分けて、あくまでも、
0:51:42	自分らがこの範囲であれば大丈夫だしこの範囲であることを確認するということを、了承Fの方です、お話いただきたいというふうに考えてます。以上です。規制庁の石井ですけど、少しフォロー補足させようと、前回の審査会合での規制庁からの最後のまとめの発言の中でも、
0:52:00	そちらがいろいろ整理していただいて、いろんな実績の中での温度がこうなるっていうのとか、過去に使用して、廃棄する、輸送容器から採取した木材の強度試験の結果から、
0:52:16	僕この実績の同様の使用環境であれば木材の熱による強度低下は生じないと考えられるっていうふうに説明させられたので、それについては理解できたという発言をさせてもらってます。
0:52:29	それに加えて、その木材の熱による強度低下が生じないと判断については、そちらがこれまでの輸送実績に基づくものというふうにしていることから、
0:52:41	今後はあんぱんの緩衝体の温度を運搬の都度に評価した上で、調査の温度を超えないことを確認するということを申請書に書いてくれというふうに、指摘してると思いますので、
0:52:52	そういう観点から今これが指摘した内容になってますが、ご理解いかがでしょうか。
0:53:01	はい。庄野電力側でございます。コメントの趣旨力、理解いたしました。ですので第一段落でそういった実績等を基にですねこれまでの使用環境であれば、劣化が生じないと考えられるというふうに説明をさせていただいておりますので、
0:53:17	第2ランクにつきましては、別のなお輸送に際しては都度、こういった履歴と、蓄積していったそういう輸送前にはちゃんと確認、実績のある温度であるということを確認した後に輸送を行うと。
0:53:30	いうことを、こちらでは説明をさせていただきたいというふうに考えております。以上です。
0:53:36	お願いします。規制庁の石井です。よろしく申し上げます。今の指摘に関連して1点確認なんですけれども、今日の資料の14ページの中で、

	概ね実績のある温度の範囲内であることを確認した後に輸送を行うという記載をしていただいている、その通りで結構かなと思うんで。
0:53:56	が、前回の審査会合の中でも、実態調査を超える温度になる場合には必要な検討を行うことを求めるということを、一応、申請書に書いてくれ。
0:54:07	てというような話のことを書いてるんで、その指摘を受けて、ここも、
0:54:12	概ね実績な温度範囲内だ、範囲内であることを確認した後に、輸送を行うというふうに書いていただいているということは、それを裏返す。
0:54:22	その温度の範囲内でなければ、輸送を行わないというような趣旨が含まれてるという理解でよろしいでしょうか。
0:54:32	はい。四国電力沢でございますそのご認識で結構ございまして、我々としてはちゃんと確認ができ、した後で、輸送等、逆に言うと、確認ができない間では輸送しないという指示でございます。
0:54:44	規制庁の石井です。あれですよ多分その輸送を行うっていうのは、温度範囲を超える場合には、
0:54:52	あれですかね、木材を
0:54:56	違うのか。
0:54:58	角屋とか輸送を行われてのいろんな確認を行うということですね。すいません。ちょっと余分な指摘になってしまったかもしれない。
0:55:08	ちょっと、はい。四国電力曾我です。我々としては、我々含め電力業界としまして、しっかりこういったことを確認した後、輸送を行うということで認識を共通図って参りますので、はい。その認識で結構でございます。
0:55:23	一つ、あれなんですけれども前も似たようなことをちょっと申し上げたかもしれないんですけども、これまでの必輸送時の条件っていうことで、25度って書かれてるんですけども、
0:55:36	先日の会合の話で、要はこの25度で、もちろん
0:55:45	いろんな輸送物に対して、評価してみたのと、いうことと、要は国内の使用済み燃料の輸送実績、
0:55:56	というところをね、当然含めた上で、
0:56:00	だからここで評価したことは、す。
0:56:04	ある温度が、その40から70っていうのが出てきて、かつ、実際、実際に輸送した実績っていうか多分、発送前検査の温度から補正したやつを見ると、

0:56:16	それを下回ってるっていうふうなことも全部含めてると思うので、実輸送時の条件（25）っていうこの25はね言う必要ないんじゃないかなと思うんですけど。
0:56:26	どのようにお考えでしょうか。こちらとしてはいらないと思いますし、そちらがご判断に至った内容というのは、一つこういうことをやってみて、かつ、
0:56:39	それぞれPBで200係数超えるような、実績からいろいろデータを整理されて
0:56:48	かつ、例の
0:56:51	海外で海外にのシェーズ燃料の輸送に要した輸送物の輸送容器のデータをとってっていう、我々、
0:57:01	資料の位置付けからいうと三つでをして、だから実績上問題ないということなんで、この25度だけが独り歩きするっていうことも非常に何か、
0:57:13	本来望むことではないと思いますんで、実績を踏まえたっていうことで、実績とか、実情の条件ということであればね、むしろこの消しとした方が、
0:57:25	要は、当然今まで会合でああいうような、資料でご説明いただいているわけですから、そこはどういうことっていうことがもしあれば、資料の意味合いですっていうことで説明できると思うんで、
0:57:39	そこに15って書いてあったと思うんですけど、その25が単なる一つの例みたいなものというふうに考えれば、ここはいらんではないかなと考えております。いかがでしょうか。
0:57:59	9点。
0:58:01	はい四国電力様でございますコメントの趣旨は理解いたしました。ちょっと記載はですね検討させていただきたいと思いますちょっと
0:58:12	この前電事連からもご説明させていただいている内容でもございますのでちょっと関係社の意見を伺いながらちょっと最終判断したいと思います。以上です。はい。規制庁の石井ですけど先ほどの私の概ね実績のある温度範囲内であることの確認をした後に輸送を行うっていうところのちょっと私の
0:58:33	聞き方が少しおかしかったかもしれないんですけど、その範囲内でなかった場合にはそのときに、すぐに輸送するということはせずに、
0:58:43	実態調査を、こういう問題になっているので、必要な検討を行った上で、どうするかを考えるというふうに、

0:58:53	趣旨だというふうな理解をしてるんですが、それでよろしいんですね。
0:58:59	はい四国電力沢でございますはい下の認識で結構でございます。規制庁石井です。わかりました。
0:59:08	あと最後ところはあれですかね。
0:59:14	そんなところで、これを書いてもらってもいい。
0:59:16	ちゅ。
0:59:17	これはいらない。
0:59:20	どうですか。規制庁の石井ですけどもこういう点ちょっと確認で、先ほど阿部が指摘した通りでそちらでも、検討されるということで、
0:59:31	14 ページのまた以降のところは、多分、木材の経年変化に係る知見が十分でないことからってというのが最初ここにかかるようにそちらへとしてたのかなと思ったので、
0:59:43	そういう意味でその他のところで書く場合には知見は十分でないことからってというのは書いていただいてもいいのかなと思いますが、
0:59:51	今 27 ページはそう記載があるんですけどっけか。
1:00:02	知見の拡充の取り組みの一環としてってというのがそれを読むんですかね。
1:00:15	いかがでしょうか。
1:00:20	はい四国電力曾我でございます。ご認識の通りでございますってこういう知見拡充の取り組みの一環としてというところで濃い書かせていただいている内容に繋がります。そういうふうなものを含めて新たな知見がえられた場合については、
1:00:37	必要に応じて、設計の評価を考慮した上で必要に応じて変更申請等の手続きを行うというふうに繋がっていくものでございます。
1:00:46	規制庁の石井です。じゃあ、その辺は最終的に 14 ページの木材の経年変化に関する知見が十分でないことからっていうのを書かないかっていうのは、そちらで検討いただければと思いますし、また以降の記載は基本的にそちらでも整理していただいて電事連の
1:01:04	説明を踏まえた記載になってると思うので、この辺は上手くその他のところで生かして記載していただければと思いますが、よろしいでしょうか。
1:01:16	はい、地方電力側です承知いたしました。
1:01:19	いや、もう、
1:01:29	キロクラスの記載とか、それは、

1:01:33	どこやったっけ。
1:01:34	記録らしいところがありました。
1:01:37	いえる。
1:01:39	まずは理解してる。
1:01:43	17 ページ。
1:01:48	はい。すいません。これですけども、よろしいでしょうか。
1:01:55	あのね。はい。お願いいたします。よろしいですか7ページの何か。
1:02:03	維持されたことを確認する記録とかっていうことを、記録を要するとかよさないとかっていうことが、右から表で、右カラムに何かこう書かれてたんですけど。
1:02:17	その右カラム自身いらんんじゃないかと思ってるんですね、こちらとしては、とにかくそこでは一応評価して
1:02:26	何かその維持されてることの記録ということなんだけど先ほどの、要は、
1:02:35	これ確かでしたよねちょ、いらんっていうのは、材料が十分に数%な実力を持ってからこんな見なくてもいいよと考えてるっていうと交付だったと思うんですけども。
1:02:46	どっか文献でも明らかな情報だったんで、明らかなことなんでこれは記録は要しませんという判断をしたということのご説明であったと思うんですけども、
1:02:58	その右側のカラム自身がね、いらんんじゃないかなとちょっとこちらでは考えております。
1:03:04	いかがでしょうか。
1:03:08	いやあるなしのことをね、ちゃんと言っていただければいいのかなという感じがしております。こちらとしては、
1:03:16	経年変化の影響があるのかないのかっていうことで、
1:03:20	規制庁の石井ですけど、ちょっと今のホデのコメントと少し相反しまいかもしれないですけど、今のコメントを踏まえて、彼も取った場合、今、
1:03:30	記録を要しないと書いてない部分について、何か影響が出ちゃいますか。
1:03:39	四国電力側でございます特段ですね運用等においてですねここ右からも消したところによる影響というのはないというふうに考えてございます。

1:03:49	もともとの記載としてその健全性長期健全性の、経年化で影響というところで、設計で担保できる分についてはですね忘れてる通り我々としては基本的に記録はいらないなので、
1:04:03	材料の熱的影響についてはですね基本的に設計側で担保できるものというふうに考えております。等で化学的影響等についてはですねもちろん活性ガス充填するとかですねそういった
1:04:14	作業を行ってそちらでしっかり中尾深津雰囲気に維持しているということをもって長期健全性を担保しているものもございますのでそちらについて明確化した方がいいかなと思って記載をさせていただいた内容にございます。
1:04:30	ですね特段消したところで運用に影響が及ぶというものではないというふうに考えております。以上です。市長の石井です。なので今、記録なしではない。やる方針を書かれてるところについては、ここに書いてなくても、どこかでちゃんとやりますっていう宣言をしてるという理解をすればいいですかね。
1:04:50	はい。四国電力側ですご認識の通りでございますは社のですね発送前検査ですとか、先ほど申し上げたような、それに先立ってやる各検査の中でこういった検査をやるということはもう明確にさせていただきます。
1:05:03	規制庁の石井です。ホデの指摘を踏まえてご検討いただく、検討してもらえればと思いますが、いかがでしょうか。
1:05:12	はい、四国電力側です承知いたしました検討させていただきます。はい。
1:05:18	規制庁会議室側は、
1:05:21	今のところそこまでですが、サンゴさん何かありますか。
1:05:28	規制庁さんですけど特段ありません。
1:05:31	はい。
1:05:36	規制庁の石井ですけれども、いや、四国電力側で何か確認しておきたいことはありますか。
1:05:42	この資料とかの関係とあと今、資料の説明を踏まえてこちらから、
1:05:48	少し内容というよりも記載の話で、いろいろコメントさせていただいたところで確認しておきたいところがあれば、
1:05:56	OKします。
1:06:00	はい四国電力相馬ですコメントの趣旨は理解できたというふうに考えておりますので背弧の補正の中で、まだ明確にさせていただきたいと考えております特段こちらからこれ以上の

1:06:11	確認等はありません。以上です。
1:06:14	規制庁石井です。わかりました。
1:06:17	じゃあいいかな。
1:06:20	わかりました。規制庁の真下です。それでは、本日のヒアリングこれで終了したいと思います。本日はありがとうございました。
1:06:30	ありがとうございました。